

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川口市長

市町村名 (市町村コード)	川口市 (112038)
地域名 (地域内農業集落名)	差間・行衛地区 (差間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は川口市、さいたま市にまたがった見沼たんぼの一部であり、主に市民農園や花き、野菜の生産を行っている。一方で営農していない方の農地も多くあり、特に行衛地区は接道の無い遊休農地に葎や葛が一面を覆っている状態で隣地境界線も確認できない状況である。また、約5割の農地で農業従事者が70歳以上であり、後継者不足と遊休農地の活用が懸案である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は農業振興地域がない本市においては貴重な大きくまとまった農地が広がる場所である。今後、遊休農地の活用に重点をおき、川口市農地バンク制度を通じた担い手への農地の貸借・売買を推進、公有地の活用について、農地所有者と共に検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
特に接道が無いなど耕作が困難な農地について、農業委員会と連携のもと、川口市農地バンク制度への登録や周知に努め、認定農業者等の担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向に沿って、段階的に農地中間管理機構を介した農地の集約化を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の経営意向に沿って、必要に応じ基盤整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係団体等と連携して、多様な経営体を募集し、遊休農地の活用に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農業経営の効率化を図ることを目的としたIT技術の導入経費の一部を支援する。(川口市)
- ⑦農地利用の促進及び遊休化を防止するため、農地整備に係る事業を検討する。(川口市)